

令和8年度特定健康診査未受診者対策事業業務委託 プロポーザル実施要項

1 業務の概要

(1) 業務委託名

令和8年度特定健康診査未受診者対策事業業務委託

(2) 趣旨

本市の令和6年度の特定健康診査の受診率は42.0%であり、久喜市国民健康保険第2期データヘルス計画にある受診率目標46.0%に達していない状況です。また、令和8年度における受診率目標は52.0%であることから、これまで以上に未受診者対策に注力していく必要があります。

このようなことから、より効果的に事業を実施していくためには、保健分野に関する専門的知識だけでなく、行動学に基づく分析力等が求められることから、業務委託により実施することが効果的です。

また、受託事業者の選定にあたっては、複数の事業者から事業に対する実施方法等について提案を求め、最適な事業者を選定することで、より効果的に受診勧奨を行うため、公募型プロポーザル方式による選考を行うものです。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 業務場所及び業務内容

別紙「令和8年度特定健康診査未受診者対策事業業務委託仕様書」のとおり

(5) プロポーザル方式の種別

企画提案等による公募型プロポーザル方式により行います。

(6) 見積限度額

4,400,000円(税込)を上限とします。

※上限額を超えた場合は失格とします。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者としてします。

- (1) 国内に本社、事業所のある法人又は団体(以下、「法人等」という。)若しくは国内に本社のある事業体であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号)第9条の規定に該当すること。なお、同条中「その他都道府県等が適当と認めるもの」とは、過去5年間に国又は地方公共団体での類似業務を行った実績を有する団体とする。
- (4) 久喜市の入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (5) 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。

- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）及び電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）その他関係法令に抵触する行為を行っていないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しないこと。
- (10) 暴力団対策法第 2 条第 2 項に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）または暴力団が経営に実質的に関与していないこと。
- (11) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為を行っていないこと。
- (12) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- (13) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (14) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (15) 別紙の業務委託仕様書で定める委託業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

3 受託事業者選定スケジュール

内容	日時
公募開始	令和 8 年 7 月 1 日（水）
参加申込書の提出期限	令和 8 年 7 月 8 日（水）
資格審査結果の通知	令和 8 年 7 月 10 日（金）
質問の受付期限	令和 8 年 7 月 15 日（水）
質問の回答期限	令和 8 年 7 月 16 日（木）
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 7 月 22 日（水）
審査（プレゼンテーション）	令和 8 年 7 月 27 日（月）
審査結果の通知	令和 8 年 7 月 29 日（水）
契約締結	令和 8 年 8 月上旬
結果の公表	契約締結後

※スケジュールについては、都合により変更となる場合があります。

4 質問・回答

- (1) 質問期限：令和 8 年 7 月 15 日（水）17 時 15 分到着分まで受け付けます。
- (2) 質問方法：質問票を事務局あてに電子メールにて送信してください。また、送信

後は、到着確認のため事務局へご連絡ください。

- (3) 回 答：令和8年7月16日（木）17時15分までに、全プロポーザル参加者へ電子メールにて回答します（辞退者は除く）。ただし、質問者の社名等は公表しません。

なお、回答内容は本実施要項及び業務委託仕様書への追加又は修正とみなすものとします。

5 提出書類

(1) 公募型プロポーザル参加申込書

- ①提出期限：令和8年7月8日（水）16時30分まで（必着）
- ②提出場所：事務局
- ③提出方法：持参、郵送又は電子メール

※審査結果は書面及び電子メールにて通知します。

(2) 企画提案関係書類・見積関係書類

- ①提出期限：令和8年7月22日（水）16時30分まで（必着）
- ②提出場所：事務局
- ③提出方法：持参又は郵送（提出期限必着）

【提出書類】

企画提案関係書類一覧〔指定様式〕をかがみ文として、以下の書類を提出してください。

・企画提案書	6部
・会社概要〔指定様式〕	6部
・企画提案事業者調書〔指定様式〕	6部
・見積書	6部
・見積明細書	6部

なお、正本1部、副本5部とし、副本には事業者名を記載しない（空欄）
してください。

6 提出書類の作成に際しての注意事項

(1) 企画提案書必要記載事項

次の項目ごとにA4用紙にまとめてください。また、企画提案書表紙には申請者名（代表者名）と作成者名を記入してください。なお、企画提案書は任意の様式で、両面刷り30ページ以内（表紙を含まない）とします。

① 業務運営体制

- ・業務の管理体制
- ・業務従事者の職種、資格、役割、兼任の有無等
- ・業務従事者の研修体制
- ・事業者としての地域貢献、社会貢献、環境配慮、法令遵守等に対する考え

② 個人情報保護・安全管理

- ・個人情報の管理体制
- ・安全管理の体制（事故・苦情の対応策、保険加入の有無）

③ 提案内容

ア データ分析

- ・対象者分析方法
- ・行動変容につながる分析手法

イ 受診勧奨方法

- ・通知勧奨
- ・行動経済学（ナッジ理論等）等の活用

ウ 勧奨資材

- ・通知デザイン案
- ・行動喚起手法

エ 効果検証

- ・効果測定方法
- ・報告方法
- ・次年度改善提案

オ 独自提案

- ・久喜市の受診率向上につながる独自提案を記載すること。

(2) 見積書作成に係る注意事項

- ① 見積金額には事業者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額（課税事業者は、消費税及び地方消費税を加算した金額）の110分の100に相当する金額を記載してください（消費税及び地方消費税を含まない額）。
- ② 見積書及び見積明細書には、件名、金額、住所、社名及び代表者（代理人で指名参加登録している場合は代理人）を記載してください。
なお、見積書には代表者印（代理人の場合は、代理人の印）を押印してください。
- ③ 見積明細書には、見積書の明細となる、見積金額算出の内訳等を記載してください。
- ④ 見積書及び見積明細書は、任意の様式とします。

7 プレゼンテーション

(1) 日 時：令和8年7月27日（月）

※開始時間は、別途通知します。なお、プレゼンテーションの順番は、「公募型プロポーザル参加申込書」の到着順とします。なお、郵送で同時に配達されたものについては、事業者名の五十音順の早い方を前とします。

(2) 会 場：久喜市役所 会議室棟 第4・5会議室

(3) 参加人数：3人以内

(4) 説明時間：20分以内

※提案書説明ののち、質疑応答の時間を10分程度設けます。

(5) 説明内容：事前に提出した企画提案書等に基づき説明してください。

(6) 機 器：プレゼンテーション用プロジェクター（RICOH PJ WX4241N）、スクリーン、HDMIケーブル、電源タップは市側で用意しますが、パソコンは参加事業者でご用意ください。その他、必要な設備及び持参される機器がある場合は、事前に事務局にご連絡ください。

8 審査

選考委員会において、企画提案書、見積書等及びプレゼンテーションの内容から総合的に審査します。

(1) 提案内容等評価点

評価項目				配点
1	業務遂行能力	類似業務実績	自治体における特定健診・健（検）診受診勧奨業務の実績及び受診率向上実績があるか	10
2		業務実施体制	管理体制、人員配置、責任体制、進行管理体制が適切か	10
3		情報セキュリティ	個人情報保護体制、事故対応体制等が十分か	5
4	業務理解・分析力	業務理解度	久喜市の課題や目的を十分理解した提案となっているか	10
5		データ分析力	未受診者分析、対象者抽出、行動分析等に具体性・根拠があるか	15
6	提案内容	受診勧奨手法	通知勧奨方法が効果的かつ実現可能か	20
7		デザイン・表現力	通知物等が対象者の行動変容につながる内容・デザインとなっているか	10
8		効果検証・報告	効果測定、報告方法が具体的か	5
9		独自提案	久喜市の課題解決につながる独自性・創意工夫があるか	5
10	プレゼンテーション	説明力・対応力	説明が分かりやすく、質問対応が適切か	5
11	価格評価	見積価格	提案内容とのバランスを踏まえ、適正かつ経済的な価格か	5
合 計				100

9 成立要件及び失格要件

(1) 成立要件

提案者が1者の場合でも、原則としてプレゼンテーションによる審査を実施し、

選定委員会がその企画提案書等について、本実施要項や仕様書等を満たすと判断した場合は、その1者を受託事業候補者として選定するものとします。ただし、評価点が満点の6割に満たない場合は選外とする。

(2) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ③ 見積額が予算（見積限度額）を超えている場合
- ④ プレゼンテーションに遅刻した場合及び参加しなかった場合
- ⑤ 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

10 受託事業候補者の選定

- (1) 選定評価基準に基づき、市職員により構成する審査委員会において採点し、評価点を算出します。評価点により参加事業者の順位を決定します。
- (2) 最高得点となる提案を行った提案者を受託事業候補者に選定します。ただし、最高得点提案者が複数あった場合は、選定委員会の協議により選定します。
- (3) 受託事業候補者が委託契約を締結できない何らかの理由が生じた場合、次順位者となった提案者のうち、順位が上位のものから交渉を行うこととします。
- (4) 受託事業候補者の決定をもって企画提案書等に記載された全内容を承認するものではありません。

11 審査結果の通知

- (1) 令和8年7月29日（水）予定

※審査結果は、全提案者に書面及び電子メールにて通知します。なお、選考の理由、選考結果に対する問合せ、異議等には一切応じません。

12 結果の公表

- (1) 契約締結後、次に掲げる事項を公表します。

- ①業務名
- ②業務概要及び履行期間
- ③受託事業者の名称・契約額
- ④審査結果
- ⑤その他必要な事項

- (2) 結果の公表は、担当課において閲覧に供するほか、市ホームページに掲載して行うものとします。

13 留意事項

- (1) プロポーザル参加に関する一切の費用は参加事業者の負担とします。

- (2) 提出された提案書及び見積書は、これを書き換え、引き換え又は撤回することはできません。また、提出書類は返却しません。
- (3) 提出された提案書は、プロポーザルの実施のために使用し、また複製等を行うことができることとします。ただし、提案者に無断でその他の目的には使用しません。
- (4) 提出された提案書は、久喜市情報公開条例（平成22年3月23日条例第12号）の規定に基づき、開示します。
- (5) プロポーザルの参加申し込み後に、プレゼンテーションへの参加を辞退する場合は、必ず「辞退届〔指定様式〕」を提出してください。
- (6) 提案者は、本件に関して本市が提供した情報等を本件の提案以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはなりません。なお、提案が採用された場合も同様とします。
- (7) 業者決定後、市は事業の円滑、かつ、具体的な実施のために提案内容の変更や新たな事項を求める場合があります。
- (8) この実施要項及び仕様書に定めのない事項については、市と受託事業者で協議の上、決定することとします。

1.4 事務局（担当課）

(1) 事務の受付等

- ① プロポーザルに係る全ての事務及び受付は事務局で行う。
- ② 受付時間は、平日8時45分から16時30分までとする。
- ③ 本プロポーザルに係る事前説明会は実施しない。

(2) 事務局

担当課	健康スポーツ部 国民健康保険課
担当者	国保管理係 大串、山崎
郵便番号	346-8501
所在地	埼玉県久喜市下早見 85-3
電話	0480-22-1111 内線 3442
電子メール	kenkohoken@city.kuki.lg.jp